

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める政令の概要について

総務省大臣官房総務課
特別基金事業推進室

1. 趣旨

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）の施行期日を定めるもの。

2. 政令の概要

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第1条本文に基づき、当該法律の施行期日を平成25年4月1日とするもの。